

Title	空戦法規序論 (一)
Sub Title	
Author	前原, 光雄(Maehara, Mitsuo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1933
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.12, No.2 (1933. 6) ,p.87- 116
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19330630-0087">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19330630-0087</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 空 戦 法 規 序 論 (二)

前 原 光 雄

(329)

- 一、空戦法規の意義
  - 二、空戦の發生及び發展
    - イ、世界大戦前
    - ロ、世界大戦
      - (1) 佛・白に對する空襲
      - (2) 英國に對する空襲
      - (3) 伊・露に對する空襲
      - (4) ドイツに對する空襲(以上本號)
  - 三、空戦の合法性
  - 四、空戦法規の獨立性
  - 五、空戦法規の現狀
- 空戦法規序論

## 一 空戦法規の意義

將來に戰爭開始の際に於て、航空機が如何に重大な役割を演ずるかは、吾々の想像するに難くないことである。世界大戦勃發當時に於ては、交戦國の空軍は、さして顯著な活動力は示さなかつた。然るに戰爭の進展するにつれて、各國航空機の活動は漸次に其活潑の度を加ふるに至つた。更に戦後に於ける航空機の驚くべき改善と發達とは、驚異に價するものがあり、吾々をして將來に於ける戰爭は、航空機が戰鬪行爲の主力となつて活動し、勝敗を分つ主要な決定的役割を勤めるものは、實に空軍の力によるかをさへ思はしめることは、大戦直後に於て夙に人々の感を深くしたことがある(1)。

交戦の際に於ては、交戦國は航空機を種々の目的の爲に使用することであらふ。これ等は航空機の性能如何によつて決定せられる事柄で、航空機が發達し優秀なる性能を具備するに至れば至るほど、その使用範圍は益々擴大せられる。世界大戦の經驗を以てしても、敵情の偵察、軍需品の輸送、通信の傳達、敵軍又は敵國人民に對するプロバカンダ、敵軍又は敵の都市其他敵國內の爆撃、傷病兵の輸送、及び敵の空軍との交戦等其他、極めて多くの目的の爲に使用せられた。將來に於ける航空機の發達は、恐らく吾々の想像を許さざる、新奇の方法を以て航空機が使用せられるかも知れない。

い。孤り航空機のみならず、科學の進歩は、兵器の發明・改善と相俟つて、恐らく將來に於ける戰爭の方法に非常な變化を齎すべきことは想像するに難くない。海戰に於て然り、陸戰に於て然り、又空戰に於ても其通りである(2)。

航空機が戰爭の目的の爲に使用せられることが、國際法上許さるゝならば、この航空機は、種々の場合に於て法律的にこれを規律すべき必要あることは、當然である。それは陸戰に於て陸戰法規を、海戰に於て海戰法規を必要とするど少しも變りはない。たゞ、空戰法規なるものを獨立した國際法上の法規の集團、即ち陸戰法規或は、海戰法規の如くに取扱ふべきか、或は陸戰法規又は海戰法規或は其双方を準用すれば足りるかに關しては議論の餘地を存するのであるが、少なくとも空戰を認むるに於ては、空戰法規の必要なることに關しては異論を挿むの餘地なきことと信ずる。

第一に、開戰の際に於て、敵國の領域内に在る自國私機に關し、或は又開戰後、その事實を知らずして、敵國領域内に着手したる私機に關しては如何にこれを取扱ふべきか、又これ等敵國私機内の載貨は如何に取扱はるべきものであるか、これ等に關しては、「開戰ノ際敵ノ商船取扱ヒニ關スルヘーグ條約」を準用すべきであるか否や。又航空機の公私は何を標準として決定すべきであるか？ 航空機の公私は如何なる標識を以て現はすべきであるか？等の問題を生ずる。

第二に、航空機を公私に分つとするも、衛生上の目的を有する航空機とは如何なる條件を必要とし、又如何に取扱はるべきであるか？ 或は又、私的航空機を公的航空機に変更し得るや否や？ 若し變更し得るとすれば、如何なる條件の下に許さるべきであるか？ 一度變更したるものを更に再び變更し得るや否や？ これ等に關しては「商船ヲ軍艦ニ變更スルヘーグ條約」が適用せらるべきか否か？

第三には、航空機の交戦手段が問題となり得る。航空機は如何なる兵器を戦闘行為の爲に使用し得るか？ 又如何なる方法によつて其兵器を使用し得るか？ 如何なる兵器、如何なる方法が禁止せらるべきであるか？ なほ又奇計は許さるべきであるか？ 航空機よりのプロバカンダは如何なる性質のもの、又如何なる程度までが合法であるか？ 航空機を利用して間諜行為を爲す場合に、この航空機は如何に取扱はるべきか？(3)。敵の手に落ちた航空機及び乗組員の取扱ひ等の問題がこれである。

第四に、空戦に於ても亦、陸戦及び海戦と同様に、局外中立國と交戦國との關係を規律すべき法規を必要とする。先づ中立國の權利と觀らるべきもの、點より考へるならば、中立國の空域は他の中立國の領域と同様に不可侵を主張し得るのであるか否か？ 即ち中立國空域の法律的性質が決定

せられるを要する。次には、交戦國の航空機及び其乗組員にして中立國の領土内に着陸し或は着水したものの、取扱ひが問題となる。これと反對に、中立國機の乗組員又は中立國機にして、交戦國の領域内に着したるもの、取扱ひも規定せらるべきことを要する。

第五に、通常中立國の義務として考へらるゝもの、中には、交戦國の空軍に屬する所謂戦闘員が中立國領域内に入りたる場合に、中立國はこれ等の者の武装を解除し、これを一定の場所に收容して監視すべき義務ありや否や？ 又交戦國機が、中立國の空域を利用する場合、例へば、敵を攻撃する爲の近路として中立國上空を横斷する場合、或は中立國の上空より、敵情を視察せんとするが如き場合に於て、中立國は、かゝる行爲を阻止するに必要なる手段を講ずべき義務を有するや否や？ 又交戦國の空域内に於ては、中立國機は、其行動の自由を制限せられ、交戦國の定むる規定に服従すべき義務があるか？ 尙又中立國機にして交戦國の領域内に着したるものに對しては、中立國機其もの、並びに其乗組員は、如何に取扱はるゝか？ 交戦國の占領地域内にある中立機は、交戦國がこれを押収すべき權利を有するか？

第六には、航空機に關する捕獲の問題がある。航空機の捕獲は如何なる場合に適法になし得るか？ 捕獲に關しては海戦の場合の捕獲法規が航空機にも亦準用せらるべきであらうか？

空戦法規によつて規律せらるべき事項は、もとより以上述べた諸點を以て、その全部を網羅し盡したものであるが、以上列擧した諸點は、少なくとも將來の空戦法規に於て、規律せらるべき重要なものに屬するものであると信ずる。航空機の發明・發達によつて、從來の平面的な戦争方法に立體的な方法を加へ、戦争法規は益々複雑の度を加へるに至つたわけである。茲に私が空戦法規と稱ぶのは、「航空機を戦争の目的に使用することによつて生ずる交戦國相互間、並びに交戦國と中立國間に發生する種々の關係を規律すべき法規を總稱する」ものであり、又航空機とは、自力を以て空中を航行し得る飛行機、飛行船等は謂ふに及ばず、自力を以て航行し得ざる繫留氣球 (Ballons captifs)、或は風力を利用して飛翔する自由氣球 (Ballons libres) 等をもとより、或時は水上を航行し又或時は空中を飛翔するが如き飛行艇と呼べるもの等總てを包含する(4)。

- (1) 將來の戦争に於ける航空機の役割に關しては J. M. Spaight, *Air power and war rights*, 1924, p. 13 以下參照。
- (2) パリーで發行せられてゐる雜誌 "Vo" は、一九三一年二月に「次の戦争 La prochain guerre」といふ題を附した特別號を發行した。それには、將來の陸・海及び空戦に關して興味ある記事が満載してある。其内容たるや興味本位の雜誌記事として、一笑に附し難いものがあると信ずる。
- (3) 世界大戦に於ては、航空機を利用して間隙を敵地に潜入せしめた實例が度々あつた。恐らく將來も、この方法は用ひられることであらふ。

(4) 一九二三年ヘーグに於て作成せられた空戦法規案第一條によれば、「本空戦法規へ、空氣ヨリモ輕キモノタルト重キモ

ノタルトヲ問ハズ、又水上ニ浮游シ得ルモノタルト否トニ關セズ、總テノ航空機ニ對シテ之ヲ適用スルト規定してゐる。

## 二、空戰の發生及び發展

### イ、世界大戰前

航空機を戰爭の目的に使用すること、即ち空戰が實現せらるゝに至つたのは、人間が空氣よりも軽い氣體を利用し得るに至つてからであるが、最初に輕氣球が造られたのは、一七八三年六月五日のことであつた。この氣球は、其の氣囊の中に熱した空氣を充滿したものであつて、所謂熱空氣球(montgolfière)と稱ばれる繫留氣球であつた(5)。フランスに於ては、國民議會の議員ギュイトン・ド・モルヴェー(Guyton de Morveau)は夙に科學委員會(Commission scientifique)に於て、氣球を軍隊に使用して偵察の作用を爲さしむることの有益なる旨を提案し、一七九三年四月二日に物理學者クローテル(Coutelle)を隊長とする世界最初の航空隊が設立せられ、又同時に世界最初の航空學校として有名なメードンの航空學校(école d'aéronautes de Meudon)が設立せられた。従つて、航空機を最初に軍用に供したのはフランスであつた。即ち、一七九四年六月二十六日のフロールヌス(Flourus)の戦ひにこれを使用し、この戦ひに於ける勝利は、クローテルの指揮下にあつた繫留氣球ラントゥルブルナン號(L'Entreprenant)の功績に負ふ所極めて多かつたことである。其他フランスは、マイ

(336)

アンスの包圍(siege de Mayence)にも亦繫留氣球を使用した(6)。なほフランスは、一七九九年二月十七日迄にボン、コブレンツ及びアンデルナック等に於ても繫留氣球を使用したか、あまり顯著な効果は收められなかつた。

ナポレオンはエヂプト遠征の際に、二個の航空隊中の一を伴つたが、彼はバリーに歸還後航空隊を解散し、航空學校も閉鎖した。これは彼が實戰の經驗上、氣球の兵器としての効果の思はしからざるを悟つたのによるものであらう。

其後一八一二年ナポレオンのモスコイ遠征の際に於て、ロシヤは一個の大自由氣球を飛ばして、行進するフランス軍に對して火藥と霰彈とよりなる爆彈を投下したが、佛軍の行進し來るよりは、早過ぎて爆發した爲に効果をあげ得なかつた(7)。

一八一五年アンヴェルス(Anvers: Antwerp)が包圍せられた際に、アンヴェルス要塞指令官カルノー(Carnot)は、繫留氣球によつて敵情を偵察した。

一八四九年オーストリア軍がヴェニスを包圍した際、オーストリア軍は同市を攻撃する目的を以て、爆彈を搭載した二〇〇の小自由氣球を飛ばした。然し、風がオーストリア軍の方に向つて吹いたが爲に、この時の損害は、攻圍軍たるオーストリア軍の方が、被攻圍軍よりも多かつたとのこと

である。

アメリカの南北戦争中、一八六二年に米人アラン (Allan) は繫留氣球を利用して、電信を以て通信し、なほ其際に敵陣を撮影した(8)。

一八七〇—七一年の普佛戦争の際、パリが普軍の爲に包圍せられた時に、佛軍の自由氣球が有效な活動を爲したことはあまりにも著名な話である。即ち佛軍は、一八七〇年十月七日攻圍せられたパリーの事情を地方へ通信する爲の通信文と、地方に於て佛軍の再擧を圖る爲のガムベッタ (Gambetta) の乗るもの等を始めとし、六十四個の自由氣球を飛ばした。これ等の中八個は目的を達し得なかつたとのことである。佛軍のこの行動は、パリと地方との聯絡を保つ爲には甚だ效果があつた。なほ、一八七一年に普軍がストラスブール (Strasbourg) を包圍したときは、今度は普軍で繫留氣球を使用した(9)。

一八七〇年の普佛戦争以後に於て、氣球の研究熱は頓に加はり、殊に操縦し得る氣球の發見に努めた。そしてフランスはガムベッタの功績に刺戟されて再び軍用航空隊を組織するに至つた。そしてこの軍用航空隊は、フランスの極東に於ける戰闘に参加した。例へば、トンキン (Tonkin) に於てさうであつた。其他マダガスカル (Madagascar) 及び支那等に於ても使用した。歐洲の他の諸國、殊

に獨、英、埃、伊及び露等に於ても夫々航空機の研究に努め、これ等の國々も實戦に氣球を應用して重要な効果を收めた。例へば、トウランスヴァール(Transvaal)の戦ひ、スーダン(Soudan)の戦ひ、アブシニヤ(Abyssinie)の戦ひ及び米西戦争等にも氣球が使用せられた。其他日露戦争に於ても、一九〇四年遼陽に於て日本軍がこれを使用した(10)。

以上の如くに、繫留氣球及び自由氣球は度々戦争の目的に使用せられ、敵情の偵察、通信及び爆発物の投下等を実行したが、氣球の缺點は航行の自由を欠く點であつて、一八八四年にフランスのルナール(Renard)及びクレブ(Krebs)兩大尉が飛行船發明の端緒を發見して以來、ツェッペリン伯號の出現迄には、圖り知るべからざる努力が各國の間に於て拂はれたものであつた。飛行機が現在の如き長足の進歩を見ない時代、即ち一九一〇年頃にはまだ、飛行船の軍用としての價値が軍事専門家によつて力説せられ、例へば、クレマンテル氏(M. Clémentel)は、陸軍省の一般豫算に關して、飛行船は戦争に於ては、偵察、通信、敵に對する攻撃及び敵の意氣を沮喪せしめる上に極めて効果ある旨を力説してゐる。勿論現在でも、飛行船讚美論者が無いわけではない。

この間に在つて一九〇二年にライト兄弟が飛んで以來、飛行機は長足の進歩を遂げて、既に一九一一年の伊土戦争に於ては、イタリ側はリビエ(Libye)の戦ひに於て飛行機を使用した。

これに對しトルコは外國人の飛行家を報酬を拂つて雇ひ入れ、伊軍に應戦した。又一九二一—三三年のバルカン戦争に於ては、ギリシヤの飛行家はトルコ艦隊の上空を飛行して偵察し、又聯合軍は敵の要塞を爆撃し、其他ブルガリヤ側では、自國軍の包圍せるアドリヤノーブルの街に、飛行機を以て宣言文を投下したることである(11)。

一九一四年、フランスはモロッコに於てタザ(Taza)を奪取した際には、フランスの飛行機は遠征軍指導の任を帯びて長期に亘る偵察をなし、殊に自國の砲兵隊と密接な共同動作を執つて、砲兵隊の敵軍に對する砲撃を空中偵察によつて援助し、命中を正確ならしめた。

以上は世界大戦前に於て航空機が實戰の用に供された實例の概観である。世界大戦の勃發以後、其進行中に於て、航空機には著しき進歩があり、従つて大戦に於ける航空機の活躍は可成り目覺しいものがあつたことは周知の事柄である。尙又大戦終了後に於て、更に航空機の改善、發達には顯著なるものがあり、遂に現在の如き状態に達したものである。

(11) H. Pohl, Luftkriegsrecht, 1924, S. 5.; André Henry-coëtannier, Éléments de droit aérien, 1929, p. 180.

(12) A. Rolin, Le droit moderne de la guerre, T. II. p. 396.; P. Fauchille, Traité de droit international public, T. II. p. 599.; Pohl, op. cit. S. 5.

(13) Fauchille, op. cit. p. 600.; Henry-coëtannier, op. cit. p. 182.

- (9) Henry-colliantier, op. cit. p. 181.
- (10) J. Laurentie, Les lois de la guerre, 1917, p. 78.; Henry-colliantier, op. cit. p. 182.; Fauchille, op. cit. p. 600.
- (11) L. Rolland, Les pratiques de la guerre aérienne dans le conflit de 1914 et le droit des gens (R. G. D. I. 1916) p. 497 et suiv.; A. Rolin, op. cit. p. 397.; Pohl, op. cit. S. 6.; J. W. Garner, International law and the World War, 1920, Vol. I. p. 458-59.
- (12) Fauchille, op. cit. p. 600-601.; Henry-colliantier, op. cit. p. 184.

## ロ 世界大戦

世界大戦中に於ける各國航空機の活躍を詳細に敘述することは、空戦法規序論としての本稿の目的ではないので、以下に於ては、大戦中に於ける各國航空機活動に鳥瞰的一瞥を與へることとしよ。既述の如く、世界大戦中に於ては、航空機殊に飛行機には、その性能に於て著しき進歩はあつたものゝ、然し大戦中の各國空軍の活動は、現在の航空機發達の程度より見れば、比較し得ないほど微力なものであつた。スベイトの言ふところによれば、一九一四年に於ては、空軍なるものは殆んど存在しなかつたことである。そして交戦國中に於て航空省を有するのは英國だけであつた。英國は大戦終了の際に於ては、二二、〇〇〇臺の航空機を有し、毎日の飛行機製造能力は、九〇臺であつた。これを開戦當時英國の有してゐた一二〇臺の飛行機、而もその中で實際飛び得るものは五

三臺に過ぎなかつた状態と比べれば、實に隔世の感がある(12)。またフランスに於ても、一九一四年八月十五日現在では、五個の飛行船と四個の飛行隊を有するに過ぎなかつたが、一九一八年十一月一日現在では、七十五個の飛行隊を備ふるに至つたと謂ひ、或は又開戦當時フランスの有した航空機数は、十一個の飛行船と、五〇〇臺の飛行機であつたとも謂はれる。一九一四年八月十七日のタソ紙の記すところによれば、ドイツは十七個の飛行船と、五〇〇臺の飛行機(水上機も含む)を有し、英國は、七個の飛行船と二五〇臺の飛行機を有する、となつてゐる。これ等は何れも概略の數字であつて、正確なる數を知ることは極めて困難である(13)。

(1) 佛・白に對する空襲、

大戰開始以後最初の空中爆撃は、一九一四年八月二十五日、ツェッペリンによりアントワープに對して行はれた。この時ツェッペリンが投じた數個の爆弾中の一は、サン・エリザベト (St. Elizabeth) 病院に命中し、同病院の一部を破壊した。其他多くの家屋が爆破せられ、八名の死者を出した。其中の三名はまだ就寢中であつたとのことである。ドイツの飛行機が最初にバリーの上空に飛來したのは、一四年八月三十日のことであつた。そして九月一日、二日及び二十七日と九月中には三回襲撃した。最初の襲撃の際には爆弾は投下したが、さしたる被害はなかつた。二十七日襲撃の際には、

(341)

(342)

數個の爆彈を投じ、其中一個は明かにエッフェル塔を目標として投下せられ、非常な爆發力を以て爆發し、附近の家屋の窓硝子をけし、飛ばし、一老人と彼の子供を死に至らしめたが、それ以上の損害は無かつた。同月二十五日には、ドイツ飛行機はベルギーのゲント(Ghent)を襲ひ、二個の爆彈を投じた。其中の一彈は家屋の一部を破壊したが、人命の損傷は無かつた。これより先、九月一日に獨逸は、リュネヴィル(Lunéville)を爆撃し、其一彈は市場に落下した。そして四十六人を殺し、五十人を負傷せしめた。これ等の犠牲者の殆んど全部は、彼等の畑に出來た僅かな品々を賣る爲に、この市場に來てゐた貧しい女達であつた。この爆撃後の状態を目撃した人の談によると、その場所は恐ろしい虐殺場の觀を呈し、顔は眞黒になり、手足はバラバラになつた死體が横仆はり、血汐は飛び散つて、眼も當てられぬ瘡者なる光景であつたからである。この爆撃に續ぎ、シャロン・シュール・マルヌ(Châlons-sur-Marne)ノーサン・シール・セニヌ(Nogent-sur-Seine)ルール(Lure)アミアン(Amiens)コンジュデー(Compiègne)トロアヌ(Troyes)ヴーヴラント・ヌ・フランソワ(Vitry-le-François)クレピヤン・ヴァロワ(Crépy-en-Valois)オーギンブルク(Hazebrouck)ゲラルドメヌ(Gerardmer)エペナイ(Epernay)サン・オメーヌ(Saint Omer)バール・デュク(Bar-le-Duc)ポント・ムソン(Pont-à-Mousson)ブーローヌ(Boulogne)アルベルト(Albert)等の市郡が爆撃を

受けた(14)。

越へて十四年十月に入つては、パリイは一日、八日、十一日及び十二日の四回の爆撃を受けた。この中十二日の空襲には、二十個以上の爆弾がパリイの各所に投下せられ、三名を殺し、十四名を傷けた。その中一個の爆弾はノートルダム寺院に落下したが爆発しなかつた。又他のものは、ガール・ド・ノール(Gare du Nord)及びサン・ラザール(Saint Lazare)を目標としたものであると云はれてゐる。

翌十五年三月獨機は又もパリイ及び其近郊を空襲した。然しこの時は私人の住宅を破壊し、少數の非戦闘員を傷けたに過ぎなかつた。同月ツェペリンはカレイ(Calais)を襲撃して九名を死に至らしめた。この犠牲者の大部分は、リール(Lille)より避難した鐵道従業員で、空車の中に起居してゐた者であつたことである。同年五月に入り、パリイは更に十一日、二十二日及び二十四日の三回に亘つて空襲されたが、この時は幸に、大した損害は被らなかつた。

翌十六年一月二十九日、パリイは更に獨機の見舞ふところとなり、此時は二十三名の非戦闘員を殺し、三十名を傷け、多數の私人の住宅を破壊した。これ等の犠牲者の大部分は婦人、兒童で、中には七人より成る家族の全部が犠牲となつた様な不幸な者もあつた。同年七月二十七日には、獨機

はクレベイ・アン・ヴァロア(Crépy-en-Valois)を襲撃し、ソランシヤ・タタヤ(Solange Tati)と呼ばれるスキス系の若い娘が犠牲となつた。

暫らくバリーの空襲を中止してゐた獨機は、十七年三月に襲來し、其後七月二十七日夜より八日にかけて又バリーを襲つたが、大なる損害を與へ得なかつた。獨軍による空中爆撃は、殆んど無差別的とも謂ふべきものであつて、佛・白の病院、教會、歴史的記念物等に對しても盛に爆撃を加へた。殊に日中に於て敵の軍隊に爆撃を加へ得なかつた場合には、夜に入つて衛生的施設に對して投彈することが屢々であつたことである。殊に十七年八月フランスのヴェルダン(Verdun)戦線に行はれたものゝ如きがそれであつて、この際には百名以上の死傷者を出し、赤十字の徽章が上空より明かに認め得るにも拘らず、自己に危険無しとみて低空飛行を試みて爆撃を敢行したと云はれてゐる。八月二十日夜十一時に一獨機はヴァドランクール(Vadaincourt)の病院を爆焼せしめ、ヴァンダム嬢(mlle Vandamme)を死に至らしめ、同夜更に、病院として使用せられてゐるシャトー・ド・ブティ・モンテイロン(château du Petit-Monthairons)を爆撃して、負傷者を收容せる一廣間が二個に斷ち切られてしまつた。更に又同年九月四日より五日に亘つて行はれたヴァドランクール病院の空襲には、十九人の死者と、二十六人の重傷者を出した。而もこれ等の爆撃は何れも故意に行はれたものであ

る。何となれば、機上より明瞭に赤十字の徽章が認め得るからである、といふのが被害國の見解である。越えて一九一八年には、又もバリーの襲撃が決行せられた。即ち一月三十日の夜より三十一日にかけて獨機の爆撃を受け、死者約五十名、負傷者二百名以上を出した。そして其被害者中には例によつて多數の婦人・兒童が在つた。この爆撃は無差別的に行はれ、私人の住宅、公共の建築物、慈善病院、教會其他が襲撃せられた。一弾はノートル・ダムに命中して火災を起したが、幸にも大事に至らずして消し止むるを得た。

四月にはロックフェラーの寄附を以て、人道的見地より戦線より遠からぬ廣々たる森林中に建てられてある野戦病院が空襲せられた。幸にもこの場合には、收容者を直ちに地下室に移轉したので事無きを得た。又五月には戦線に在る、英、米の病院も亦獨機に襲撃せられた。これ等の病院は、謂ふまでもなく、大赤十字を以て其性質を明示してゐるところのものである。五月十九日夜より二十日に亘つては、多數の病院の在るエタップル(Etaples)が空襲せられた。この攻撃によつて三百名の傷病者が死傷せられた。病院として最後に空襲を受けたものは、四千名を收容する英國の病院であつた。この襲撃により約一千五百名の死傷者を出し、其中には四十五名の醫師と看護卒及び看護婦が含まれてゐる。

同年三月には、八日、十日及び十三日の三回に亘つて、バリーが又も空襲せられた。そして多量の爆弾が投下せられ、中には殊に病院が目標とせられたとのことである。多数の建築物が破壊せられ、多くの犠牲者を出した。勿論婦人・兒童の犠牲者も多数にあつた。この頃より以後、バリーはゴータ(Gotha)形の飛行機に襲撃せられた(15)。其後八月六日に更にバリーが空襲せられた際には、二百二十八個の爆弾がバリーに投下せられ、二名の死者と三百九十二名の負傷者を出した。八月十五日以降に於てはバリーへの爆弾投下は殆んど休止の状態となり、たゞ九月十五日の夜再びこれを行つて、少数の犠牲者を出したに過ぎない(16)。

(12) Spaight, *Air power and war right*, p. 6.

(13) Rolland 前掲、四九九頁及び同頁註五、Fauchille 前掲、六〇一頁註一參照。

(14) A. Meignhac et E. Lemonon, *Le droit des gens et la guerre de 1914-1918*, 1921. T. I. p. 631 et 641; Garner, *International law and the world war*, vol. I, p. 459-60.

(15) ドイツは英佛の攻撃用に飛行機とツェッペリンとを用ひた。然しツェッペリンは實戰の結果度々失敗したことゝ、失敗による損害の莫大である等よりして、ツェッペリンに代るべきゴータ形なる大形の飛行機を使用し始めた。Gothaとは即ち *Missile* (巨大)の意味であつて、大戦當時の飛行機としては巨大なものであつた。即ち九人の乗組員を有し、三五〇—六〇〇斤の爆弾を搭載し得るのである。このゴータ式飛行機は、多く英國襲撃に使用せられた。

(16) Meignhac et Lemonon, *op. cit.* p. 631-34, p. 641-42; Garner, *op. cit.* p. 459-60.

一九一八年十二月十九日のフイガロ紙及びデバ紙の報ずるところによれば、十四年にパリ(郊外を含まず)を襲つた敵機は四十五で、其中十七機は十月十一日に、十五年には七十機が襲來し、其中六十二機は三月二十日に、十六年には六十一機、十七年には十四機、十八年は休戦前の十ヶ月間に三百九十六機が來襲し、一、二一一名の犠牲者を出し、其中死者四〇二名、傷者八〇九名であつた。

## (2) 英國に對する空襲

大戦中、ドイツの英國に對して加へた空中襲撃は可成り猛烈なものであつて、ドイツの對英態度は、全く特殊の怨恨を持つたものに對するが如きものであつたと云はれてゐる。即ち同盟及び聯合國側の見地によれば、ドイツのツェッペリン及び飛行機による空襲は、何等防守せられざる都市村落に對して、全然無差別的に行はれ、一般國民を畏怖せしめることを唯一の目的としてゐたかの觀があつたことである。

先づ、一五年一月の始めに行はれた空襲を最初とし、三ヶ年間不規則的に、引き續き行はれたのであつて、この最初の犠牲に供せられたヤーマウス(Yarmouth)の襲撃では、數個の私人の家屋を破壊し、數人を殺した。その被害の大部分は老人及び婦人・子供であつた。次で六月には、英國の東北海岸が空襲せられた、そして二十四名を殺し、四十名を傷けた。この場合も、犠牲者の大部分は婦人・兒童であつた。更に同年十月十三日夜より十四日かけてロンドン及び東部地方に行はれた

ツェッペリンの襲撃は可成り猛烈であつて、五十六名の死者と百十四名の負傷者を出した。これ等の死者の中の或者は、不意の空襲に驚き、そのショックの爲に死したとのことである。其他幾棟かの倉庫を倒壊せしめ、又ドックをも破壊した(17)。

翌十六年一月三十一日夜には矢張り東海岸地方が襲はれ、ダービー(Derby)、ライセスター(Li-cester)、リンカーン(Lincoln)、サフォート(Saffort)、ノーフォーク(Norfolk)、サファーク(Suffolk)等の伯爵領が爆撃せられ、六十七名が死し、百一名(或は百十七名とも謂はれる)が傷いた。犠牲者中には、六十八名の婦人と八名の子供があつた。破壊せられ或は損傷を受けた建築物中には、教區に附屬する建物一棟、教會及び數個の工場があつた。次に同年二月九日には、ラムスゲート(Ramsgate)及びブロードステアース(Broadstairs)が爆撃せられ、其内一弾は寄宿舎に命中して數名の子供を殺傷した。同年三月にはケント(Kent)が空襲され、十二名が死し、三十五名が傷いたが、被害者は例によつて、大部分婦人・児童であつた。更に同年九月五日には十三臺の飛行船が英國を襲ひ、ロンドン及び中部の工業中心地を爆撃したが、僅少の死傷者を出したに過ぎなかつた。これに續いて、同月二十三日に又々空襲を被り、死者三十八名(三十名とも云はれる)、負傷者百二十五名(百十名とも云はれる)を出した。ノース・ミッドランズ・タウン(North Midland Town)では一禮拜堂が爆撃を受け

て完全に破壊され、四十戸の家屋が損壊せられ、爆弾の數個は労働者街に落下した。同年五月二十五日にはロンドン、フォークストーン(Folkstone)及びドーヴァー(Dover)に猛烈なる爆撃が行はれ、七十六名を殺し、百七十四名を傷けた。これ等の中には、七十名の婦人と四十二名の子供が交つてゐる。更に翌日、即ち六月十三日に行はれたロンドンの空襲は一層凄慘を極めたものであつた。所謂イースト・ロンドンが爆撃の目標となり、五百八十九名の犠牲者を出し、其中百五十七名は死亡した。死者中には十六名の婦人と二十六名の兒童が含まれてゐる。負傷者四百三十二名中の百二十二名は婦人、九十四名は兒童である。又七月四日にはハーウィッチ(Harwich)が襲撃せられ、八名を殺し二十二名を傷けた。更に三日後の七月七日には又もや恐るべき空襲がロンドンに敢行せられ、三十二臺の獨機が翼を連ねて來襲した。この結果、三十七名は爆死し、百四十二名(百四十一名とも云はれる)は傷いた。越えて翌八月十二日には、人口六萬五千を有するサウスケンド(Southend)が襲撃せられ、貧民街の住宅二十七戸が爆破され、三十二名が斃れた。其中には十三名の婦人と九名の兒童とがある。同月二十二日には、ドーヴァー、ラムスゲート及びマーゲート(Margate)が獨機に襲はれ、續いて翌二十三日にエセックス(Essex)はツェッペリンの襲撃に遇ひ、婦人九名と兒童六名を含む多數の死者と、五十名の負傷者を出した。この時期よりツェッペリン又は飛行機による英國への

襲撃は殆んど連続的に實行せられ、猖獗を極めた。十月一日にロンドンには再び襲撃せられ、九名の死者と四十二名の負傷者を出した。是等の中で最もセンセーショナルなるものは十月十九日より二十日に亘つての超ツ、チ、ペリンの襲撃であつた。此時は英佛兩國の領土を飛翔して兩國人民の心膽を寒からしめたが、センセーションの大なるに比し、超ツ、チ、ペリンの收めた効果は香しからざるものであつた。即ち英國に於ては數名の無辜の民を虐殺したに過ぎず、又フランスに於ては何等の結果をも收め得なかつた。のみならず、これ等のツ、チ、ペリンの或ものは英佛機の爲に射落され、或は海中に沈没したのもあり、慘めな結果に終つた。

翌十八年一月二十八日には、ゴータ式機によつて、ロンドンは二回の空襲をうけた。長時間に亘る空中戦が展開せられ、市民の避難所が崩壊して五十八名の死者と百七十三名の負傷者を出した。次には二月十七夜より十八日にかけて、ロンドンには又もや爆撃せられ、更に三月七日の夜より八日及び五月にも又空襲せられた。

一九一八年三月に於ける英國政府の公表によれば、一九一八年二月十三日迄に、ドイツの空襲による英國非戦闘員の損害は、死者一、二八四名、負傷者三、一〇五名とのことである(18)。

(17) Garner, *International law and the World War*, 1920, Vol. I, p. 461. 同書によれば、この襲撃は十五年十月十三日となつ

てゐるが、Mérignac et Lémonon, *Le Droit des Gens et la Guerre de 1914-1918*, T. I. p. 634 によれば十月十五日となつてゐる。兩者共、死者、負傷者は同一であるから、二回の異つた襲撃とは考へられない。従つて、何れか一方の誤りである。なほ Rolland の論文(次の註参照)では十三日夜より十四日にかけてとなり、又ドイツ海軍省のコムミュニケにも十三日夜よりとなつてゐるので、メリニャック等の誤りであらうと思ふ。其他、犠牲者の數字に關しても著者は必ずしも一致してゐない。

(18) Garner, *op. cit.* p. 460-462; Mérignac et Lémonon, *op. cit.* p. 634-637.; Rolland, *Les pratiques de la guerre aérienne dans le conflit de 1914 et le droit des gens*, 1916 (R. G. D. I. P.) p. 535-546 参照。

### (3) 伊・露に對する空襲

英・佛及び白に對する空襲が主として、或は専ら獨逸によつて行はれたと同様に、イタリアに對する空襲はオーストリア・ハンガリーによつて遂行せられた。イタリアがオーストリアに宣戰を布告するや、其翌朝即ち、一九一五年五月二十四日の午前、一墮機はヴェニスの上空に姿を現はし、最初の空襲を行つた。それ以來、イタリアは常に墮機の脅すところとなつたのである。

一五年十月二十五日、デグリ・スカッチ(Degli Scizzi)教會及びチエポロ(Tiepolo)の大壁畫が墮機の爲に爆撃を受けた。この壁畫は「マリヤ宅よりロレット(Lorette)への移轉」を描いた有名な繪であつたが、墮機の爆撃によつて粉碎せられた。翌月即ち十一月には、墮機はヴェロナ(Verona)を襲撃して三十名を殺し、四十九名を負傷せしめた。この時爆弾は市場に落下して、田舎より果物や野菜

を賣る爲に來てゐた多くの農夫を殺傷した。婦人兒童にも多數の犠牲者を出し、一彈を以てよく十  
九名を爆死せしめたとのことである。然し何等軍事的な損害は無かつた。翌十二月にはアンコーン  
(Ancone)が襲撃せられた。塊機の攻撃目標とするところは、教會、學校、一般市民の住宅區域等  
であつたとのことである。

十六年二月十二日には、塊機はラヴェンナ(Ravenna)及び北部イタリーの諸都市を襲撃した。この  
攻撃の結果、十五人が殺害せられ、多數の負傷者を出した。それ等の中には數名の婦人及び兒童が  
含まれてゐる。其他ラヴェンナに在る一病院とサント・アポリネール(Sainte-Apollinaire)とよふ過去  
に於ける最も有意義な記念物たる教會が爆破せられた。同時に塊機はブレスタア(Brescia)、ベルガ  
ム(Bergame)、ミラノ(Milano)、モンツァ(Monza)、トランツィス(Treviso)、リミニ(Rimini)、ウーサン  
ス(Vicence)、フェラーレ(Ferrare)、バリ(Bari)等の諸都市を空襲し、ミラノに於ては十六名の死者  
を出し、又トゥルヴェイスに於ては市場に集つた群集を目がけて投彈したとのことである。

同年八月九日及び十六日の夜は、又もヴェニスが襲撃せられ、紀元一、一〇〇年に築造せられたサン  
タ・イリヤ・フォルモサ(Santa Maria Formosa)は爆撃の爲に火災を起し、パルマ(Palma)の下繪を  
ヒイしたモザイクの天井及び一三四四年にパオレッチ(Paolotti)の筆に成る壁畫が破壊せられた。幸

にも、圓屋根は奇蹟的に災厄より免るゝを得た。その代り、翌日にはサン・ビエトロ・イン・カステラ (San Pietro in Castello) が火災を起した。更に又十二日及び十三日の夜には、サン・ジャン (Saint-Jean) 及びサン・ポール (Saint-Paul) 教會が爆撃せられ、圓天井を破壊し、内部を粉碎した。埃機はサン・マルコ寺院及びドージェ (Doge) の宮殿を目標として、爆弾をこれに集中したが、幸にも命中を免れた。なほ、他にも爆撃を加へたが、さしたる結果を收め得なかつた。同年十一月にはパドヴァ (Padoue) が爆撃せられた。

十七年二月二十日夜より二十一日に亘つてパドヴァは三回の空襲を受けた。其際一病院が攻撃せられて二名の看護婦が死し、多數の建築物が破壊せられた。同年の暮には、地上の對伊戦に敗れた獨逸軍は、空戦に復讐の意氣を込めて、連続的に空襲を敢行した。即ち、バサノ (Bassano)、ヴィサンス (Vicence)、メストゥル (Mestre)、トゥンツィス、モンテベルナ (Montebelluna)、カステルフランコム (Castelfranco)、パドヴァ、バリ等が襲はれるところとなり、一般市民、殊に婦人兒童より多數の犠牲者を出した。一定の歴史的記念物が殊に攻撃の目的とせられ、就中パドヴァに於ては、ドーム、サント (Santo) 寺院、並びにサン・ヴァレンチノ (San Valentino)、カルム (Carme) 寺院等が甚大な被害を受けた。これと同時に、藝術的・歴史的建築物、例へば、一六〇年に建設せられたカッパ・エツェリ

ノ(Caza Fazzolino)及び圖書館、學校、市役所及び市民博物館等がそれである。

翌十八年二月五日及六日に亘つては、ヴェニス、パドヴァ、トッレヴィス及びメストゥル等が爆撃せられた。殊にトッレヴィスの病院が襲撃せられて、市民中八名の死者と十名の負傷者を出した。又メストゥルは長時間に亘つて六回の襲撃を受け、ツォルダン(Nordan)病院では、多數の看護人が死し或は傷けられた。同年三月十一日夜より十二日に亘つて一飛行船がナボリの上空に現はれて、同市を爆撃し、多數の犠牲者を出した。殊に、コルス・ヴィトリオ・エマニエーレ(Corso Vittorio Emanuele)養育院及び二三の教會が襲撃せられた。更に同月には、ヴェニスに又空襲せられ、三寺院が破壊或は破損せられたのみならず、病院及び種々の歴史的記念物も損壊せられた。八月二十一日の夜に、ヴェニスは又々襲撃せられ、三十個の爆弾が投下せられた。損害は死者七、負傷者七であつた。同夜は又コルテラッツォ(Cortellazzo)にも多數の爆弾が投下されたが、數名の負傷者を出したに過ぎなかつた。引續き二十二日及び二十三日にもヴェニスは空襲せられたが、殆んど損害は無かつた(19)。

以上述べたところが、獨・塊を主とする中央ヨーロッパ軍が、歐洲に國家をもつ同盟及び聯合軍中の主なる國々に對する空中襲撃の概要である。ドイツの大戦中に行つた空襲は實に二千回以上に達することは、ドイツの公報するところであつて、従つて、これ等の詳細を記述することは極めて困

難であるのみならず、空戦法規の研究には重要な意義は有しない(20)。同盟及び聯合國側に在つたロシアの如きは勿論、獨逸側の爲に襲撃せられた。例へば、一九一四年十一月及び十二月には、ヴルツビー(Varsovie)が空襲せられて、非戦闘員たる多数の犠牲者を出し(21)、又一五年三月より四月に亘つては、ラドム(Radom)、ヤスロ(Yaslo)、ヴァリア・ルチンチンスカ(Volia-Rzendzinska)、オストロレンカ(Ostrolenka)等の附近に在る諸病院が爆撃せられた。これ等の病院は、何れも攻撃の目的物たることを表示する爲に、赤十字の徽章を明瞭に認め得る様に掲げてゐたことである(22)。

(20) Mérignac et Lemonon, op. cit. p. 637-640; Garner, op. cit. p. 462-63.

(21) E. Fischer, B. Widmann u. J. Bell, *Völkerrecht im Weltkrieg*, 1927, 4 Bd. S. 86.

(22) Rolland, op. cit. p. 539.

(23) Mérignac, op. cit. p. 634.

#### (4) ドイツに對する空襲

獨逸側の空襲に對して、聯合國側でも決して沈黙を守つてゐたわけではない。聯合國側は獨逸側の空襲が、國際法規を無視した無差別的な襲撃であり、或は又故意に一般市民を畏怖せしめて戦勝を収めんとするものであるとして非難するが、獨逸側も亦これと同様な非難を聯合國側に對して浴

せる。實際に於ては、双方とも故意に、或は不可避的に、國際法或は人道違反の爆撃を行つたことは事實である。然し聯合軍側の空中襲撃は、敵國側に比して、その回数が少なく、従つて、敵に與へた損害よりも敵より被つた損害の方が大であつたことも事實である。殊に開戦の當時に於てさうであつた。

十四年十一月に、佛軍の飛行機は遠くフリードリッヒスハーフェン(Friedrichshafen)まで飛び、同地にあるツラペリンの格納庫に爆撃を加へた。そしてこれに多大の損害を與へた。

十五年八月二十五日には、佛軍の一飛行船はドイリンゲン(Dillingen)を襲ひ、同地に在る砲彈及び軍需品の工場を爆撃し、四二〇名の使用人が死したとのことである。同年九月には、佛機は、シュトゥットガルト(Stuttgart)を襲ひ、同地の宮殿は大損傷を被り、又多數の市民が殺傷せられたと云はれてゐる。同十一月には、佛機はアルサス州のダルナッハ(Darnach)の毒瓦斯工場を襲撃してこれを大破せしめた。其際四十二名のドイツ人使用人は、瓦斯爆發の爲に死亡したと報ぜられてゐる。

十六年一月には、佛機は更にメッツ(Metz)を襲ひ、兵士一名及び數名の市民を殺し、三十名を負傷せしめた。この時は、同地の停車場及び兵營を狙つて爆撃したのであると報ぜられてゐる。同月更にフランスの一飛行船は、バーデン(Baden)のフライブルク(Freiburg)に空襲を行つた。これは無防

守の都市であるが、ツェッペリンのエペルネー(Epernay)地方の村落を爆撃した行爲に對する復仇であるといふのが、佛國側の言ひ分である。この襲撃では、佛國側の言によれば、停車場と軍事的施設に對して爆撃を行つたのみである、と。六月二十二日(十五日と記してゐるものもある)、それは丁度聖餐祭に當る日で、空も亦すが／＼しく晴れた、初夏の長閑な日に、中部歐洲の知名の保養地カールスルーエ(Karlsruhe)は突如佛機の空襲を受けた。そして二十九個の爆弾が多數人の集合せる所に投せられた。この爲に二三三名の死傷者を出し、その中には勿論多數の婦人・子供も交つてゐる。ドイツ側が、フランスの空襲を、法規違反、人道無視と呼ぶ最も有力な根據の一は、實にカールスルーエに對する佛機の襲撃である。

(357)

大戦の最終年、即ち十八年に入つては、聯合軍殊に佛國のドイツに對する空襲は極めて頻繁に行はれた。就中シュワルツヴァルト地方(Schwarzwaldgegend)に在る諸市邑、例へば、シュトゥツガハ(Stoekach)・カンドェルン(Kandern)・ヴァルトキルヒ(Waldkirch)・オーブンブレン(Obernachern)・シウマンニンゲン(Schwenningen)・エッテンハイム(Ettenheim)・キッペンハイム(Kippenheim)・フロイデンシュタット(Freudenstadt)或はノイホルムデー・バーゼンバーテン・Heilbäder Baden-Baden とも呼ばれる)及びズルツブルク(Sulzburg)等が犠牲となつた。これ等は何れもドイツ側の言によれば、

何等軍事的施設を有せざる且無防守の都市である。其他、ケルン (Köln)、ハールラッハ (Lörrach)、ドナウエシンゲン (Donaueschingen)、ラーペンゲン (Tübingen)、メルツィグ (Merzig)、オーバーエムメル (Oberemmel)、ラー (Lahr) 等の諸市邑も攻撃せられた。これ等は、ドイツ側の言ふところでは、殆んど軍事的意義を有しない都市である。なほ、佛機は遂には野戦病院迄も攻撃の目標とし、而もその病院たるを知りながら爆撃を敢てして、この種の襲撃により一三五名の死者と四〇〇名以上の傷者を出した。

ドイツの發表するところによれば、ドイツ領域内のみにて、敵の航空機より投下せられた爆弾の数は總計五、二二二個、これが爲に七三一名の死者と一、三九四名の負傷者を出し、それ等の犠牲者の大部分は一般市民であつたといふ(23)。

(23) E. Fischer, B. Widmann u. J. Bell, *Volkerrecht im Weltkrieg*, 4 Bd. 1927, S. 88-89; Garner, *op. cit.* p. 463-65. Pohl, *op. cit.* S. 13-14. 又 Pohl は、彼の著 *Luftkriegsrecht* 十二頁、註三に於て、大戦中の空襲を記述したものとこの代表的な著書及び論文である Garner, Roland, Merignac et Lamouon 等の記述(私もこれ等のものによつた)は、決して客観的な論述でないとして述べてゐる。ドイツ人がドイツを辯護するのは當然である。そこで、公平を期する爲に、ドイツの佛・英等に加へた攻撃は主として佛・英の文献により、これと反對に、聯合國側のドイツに對する攻撃はドイツの文献を主として参照して記述した。